

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 12件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月4日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

また、申立人が申立期間②に勤務していたとするB社は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所としての要件を満たしていると判断され、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成6年3月4日に訂正し、同期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、同事業所の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月19日から6年3月4日まで
② 平成6年3月4日から6年9月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、途中で業務を引き継いだB社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間の給与明細書では厚生年金保険料が控除されており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立ての事業所は平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した13人(申立人を含む。)の標準報酬月額について6年1月1日付けで随時改定が行われていながら、同年12月15日に随時改定の取消処理がなされるとともに、申立人を含む14人について5年10月19日を資格喪失日とする記録訂正が行われていることが確認できる。

また、当該訂正前の記録から、平成5年10月19日において、申立ての事

業所が適用事業所としての要件を満たしていることと認められることから、申立ての事業所が適用事業所でなくなったとする記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月19日に資格を喪失した旨の記録訂正を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の、申立ての事業所における資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である6年3月4日であると認められる。

また、平成5年10月から6年2月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出た5年10月の記録から32万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間の加入記録が無い複数の同僚が「申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しており、申立人が保管する平成6年3月分及び同年7月から7年1月分までの給与明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立ての事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、平成6年3月4日に法人として登記されていることが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、平成6年3月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人の給与明細書の厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年1月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を同年1月21日に訂正することが必要である。

なお、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月19日から平成6年1月頃まで

申立ての事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、この期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、平成6年1月20日まで、A社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、当初、同年1月21日と記録されていた厚生年金保険の資格喪失日が、申立人の退職後の同年12月15日に、5年10月19日を資格喪失日とする記録訂正が行われている。

また、社会保険事務所の記録では、申立ての事業所は、平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、同社が適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が多数存在しており、申立人と同様に遡って記録訂正がなされていることが確認できる。

さらに、申立ての事業所の記録訂正前の記録から、申立期間には適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、申立ての事業所が適用事業所でなくなったとする記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月19日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初の厚生年金保険の資格喪失日である6年1月21日であると認められる。

また、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額については、5年9月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和60年10月から61年9月までは11万8,000円、同年10月から62年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から62年10月1日まで
オンライン記録では、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、昭和60年10月から62年9月までの標準報酬月額は9万8,000円とされているが、給与明細書に記載されている標準報酬月額（昭和60年10月から61年9月までは11万8,000円、同年10月から62年9月までは12万6,000円）と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が加入していた厚生年金基金の記録から、申立期間の標準報酬月額は、昭和60年10月から61年9月までは11万8,000円、同年10月から62年9月までは12万6,000円であることがそれぞれ確認でき、また、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間において当該金額の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び同基金への届出様式は複写式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に対して届け出たと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和60年10月から61年9月までは11万8,000円、同年10月から62年9月までは12万6,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月4日から40年6月1日まで
② 昭和42年9月28日から44年4月1日まで

平成22年9月に日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきを送付され、A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされていることを知ったが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該期間は申立期間②と同じB社に勤務した期間であることから、失念するとは考え難い上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間の厚生年金保険被保険者記号番号は脱退手当金の支給日以前である昭和42年10月16日に重複取消され、申立期間①及び②と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、国民年金制度発足当時から国民年金に任意加入し、保険料を納付するとともに、申立期間②のB社を退職した直後の期間の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月18日から30年3月21日まで

私は、平成8年に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

このたび、日本年金機構からハガキが届いたのを機に、脱退手当金が支給されている記録を訂正してほしいと思い、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が7日間の間隔を置いて連続する2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている厚生年金保険被保険者各50人のうち、申立事業所以前の事業所を含めて24か月以上の被保険者期間が確認できる者48人について脱退手当金の支給記録を調査した結果、申立人と同時期に被保険者資格を喪失した者11人のうち、資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給記録がある者は3人である上、当該11人のうち、連絡先が把握できた者へ照会したが、回答があった4人のいずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる回答が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額（1万283円）は法定支給額（9,185円）と1,098円相違しており、その原因が不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として社会保険事務所(当時)に届出を行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月11日から32年4月1日まで
私は、高校を卒業後、昭和27年4月1日にA社に入社し、昭和46年5月31日に退職するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録の種別が第1種被保険者となっているので、第3種被保険者として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、申立人は昭和27年4月1日にA社において第3種被保険者として厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年6月1日に被保険者資格を喪失するまで厚生年金保険の加入記録があり、申立期間のみ第1種被保険者とされているが、申立事業所の回答及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において第3種被保険者として申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立事業所が保管する申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを見ると、社会保険事務所(当時)の受付印は無いが、事業主の決裁印も押されている上、申立人の被保険者種別欄に、「第3種」と記載されていることが確認できるところ、同事業所が保管する申立人と同時期に第1種被保険者として資格を取得した同僚に係る資格取得届の控えを見ると、同じく社会保険事務所の受付印が無いものの、同取得届の控えの記載のとおり、当該同僚は、年金事務所の記録において第1種被保険者と記録されていることが確認でき、資格取得日等にも不備は見当たらないことを踏まえると、事業主は、申立人についても上記取得届の控えのとおり、申立期間に係る資格取得時に第3種被保険者として資格取得する旨の届出を行っていたと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別について、社会保険事務所に第3種被保険者として資格取得した旨の届出を行った

ことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から60年9月まで

夫が会社を昭和55年11月に退職した頃、区役所へ出向いて国民健康保険料の納付を分割にしてもらった記憶がある。国民健康保険料をそのようにして払ったので、国民年金保険料を払わないことはあり得ない。さらに夫の保険料だけ納付し私の保険料を納付しないのはおかしい。

申立期間の保険料を全て納付したはずなのに、年金事務所の記録で昭和55年11月から60年9月までの国民年金保険料が未納になっており納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月に申立人の夫と同時期に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、A市の保管する申立人の夫及び申立人の国民年金被保険者名簿によると、加入手続した際に記載された住所地の記載が、申立人の夫は昭和55年11月当時の住所地、申立人は58年1月以降の住所地が記載されていることから、申立人及び申立人の夫は同時期ではなくそれぞれ別の時期に手続が行われたものと推認できる。

また、国民年金記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月から同年3月頃に払い出されたとみられ、この時期に国民年金保険の加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間のうち55年11月から59年12月までについては、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、最初の納付記録のある昭和60年10月分から同年12月分までが63年1月26日に過年度納付されていることが確認できることから、同日においては既に60年1月から同年9月までの保険料は、時効により納付できなくなっていたものと考えられる上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、55年11月に払い出されており、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張には不自然さがうか

がえる。

加えて、申立期間及び当該被保険者資格取得時において、申立人の姓に変更はなく、住所地も同一区内であることから、申立期間に別の記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年6月まで

A県B町の実家の母親に、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの連絡があり、当時の保険料を納付してくれていた母親からは、「A県で集金人にまとめて納付した。」と聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納の記録であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月20日にA県B町で払い出されたことが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B町及び申立人がその後に居住したC市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している上、B町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の昭和50年7月から52年3月までの保険料を遡って、52年9月28日に納付していることが確認できることから、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は加入時点で納付可能であった期間の保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

広島厚生年金 事案 2141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年頃から38年4月1日まで

私は、A社に昭和28年頃から38年11月まで勤務した。入社当初は運転手の助手だったが、30年11月に普通免許を取得し、運転手となった。また、37年4月頃に現場で腰を痛め、病院で手術をしたこともある。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間は未加入期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立ての事業所で厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年4月1日）以前も勤務しており、昭和28年頃に入社したとしているが、申立ての事業所は、当時の資料は残っていないとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の記載により、申立人は、昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿をみると、申立人の台帳記号番号は、昭和38年4月1日を資格取得日として同年4月26日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人は、昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立ての事業所における健康保険の番号に申立人の別番号の被保険者原票は見当たらない上、欠番も無い。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和38年4月1日現在で厚生年金保険被保険者資格を有する者が24人みられ、このうち12人が同年4月1日新たに厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立ての事業所は何らかの事情によりこの時期に厚生年金保険に未加入であった従業員をまとめて厚生年金保険に加入させたものと考えても不自然ではない。

このほか、申立人は、「給与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる資料は残っていない。」と供述し、申立ての事業所も「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、同僚調査も申立人の意向により実施できないことから、申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 9 月から 15 年 8 月まで
② 平成 15 年 9 月から 17 年 6 月まで

私は、申立期間当時は年収約 2,000 万円、月給は 120 万円以上であったにもかかわらず、年金事務所の記録では、平成 12 年 9 月以降、標準報酬月額が 9 万 8 千円になっており、標準報酬月額が誤っているので正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であり、オンライン記録により、申立期間①の標準報酬月額 62 万円が平成 12 年 9 月にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げる減額処理が行われていることが確認できる。

この記録訂正については、市町村が保存していた課税証明書及び税務署が保存していた給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額からみて、従前の標準報酬月額 62 万円が当時の申立人の標準報酬月額であったとみられ、記録訂正を行う合理的な理由が無いものと考えられるところ、年金事務所が保存する当時の申立事業所の滞納処分票において、申立期間当時、申立事業所の代表取締役である申立人が複数回にわたって、社会保険事務所（当時）において滞納中の厚生年金保険料の納付について相談をしていたことが確認でき、申立人は「当時のことは全く覚えていない。」と供述しているが、申立事業所の代表取締役として申立人が申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正に参与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立て事業所の代表取

締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、市役所が保存していた課税証明書及び税務署が保存していた給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額によると、申立人の厚生年金保険料は、標準報酬月額9万8,000円で算定した場合の金額とおおむね一致しており、標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、平成15年9月1日の定時決定により、標準報酬月額は9万8,000円となっていることが確認でき、オンライン記録上の不備等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 8 日から 42 年 4 月 11 日まで
私は、A社の後に勤務したB社の期間を請求していないのが理解できない。
また、昭和 42 年 10 月に結婚して住所及び姓名が変わっており、A社を退職後1年も過ぎて旧姓で脱退手当金を請求したことになるが、もらった記憶が無い。
もらっていない脱退手当金の支給記録があるのは、納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金支給報告書で申立ての事業所における被保険者期間について脱退手当金が支払われていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金については、申立期間及び申立期間の前に係る期間の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意志に反して請求されているとは考え難い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿、及び申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の氏名変更は行われておらず、脱退手当金に係る申請は旧姓でなされたものと考えられるところ、当該支給報告書によれば旧姓で支給決定されていることが確認できる上、その後、申立人が昭和 52 年 6 月 21 日に資格取得したC社では、新姓で記録されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金が旧姓で支給決定されていることに不自然さはない。

なお、申立期間の後に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の事業所は管轄する社会保険事務所（当時）が相違することから、社会保険庁（当時）において磁気テープによる記録収録が進行途上であったことを踏まえると、請求者から

の申出が無い場合、別の社会保険事務所で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったとみられ、不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 15 日から 34 年 2 月 1 日まで
私は、A社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことになっている。退職後に失業保険をもらった記憶はあるが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年に資格を喪失した者44人のうち、37人が脱退手当金を支給されており、そのうちの36人が厚生年金保険被保険者資格喪失後5か月以内に脱退手当金を支給されていることから、事業所による代理請求が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 30 日から同年 12 月 23 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 25 日に A 社を退職後、B 市の海運局で C 社の D 丸を紹介され、同年 8 月 30 日に E 港で乗船し、37 年 7 月 29 日まで F 業務員として勤務したが、申立期間の船員保険の加入記録が無い。

現在所持する船員手帳には、同船舶に乗船した記録のページは無いが、乗船していたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は C 社の D 丸に乗船するに至った経緯等を具体的に記憶しており、申立人と同様の業務に従事していた同僚の供述を踏まえると、期間は特定できないものの申立人が申立期間当時、同船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、C 社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間に係る被保険者記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録も見当たらない。

また、C 社は、平成 8 年 4 月に G 社に吸収合併されていることから、同社に照会したが、当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は保管していないとしており、申立期間における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は船員手帳を所持しているが、他の船舶に乗船した際、自然災害に遭い、D 丸に係る記載のページは流出したため無いとしており、ほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載については、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度ではあるが、国土交通省海事局は、「平成 17 年 1 月 4 日以降は、

雇入手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入しなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、雇入期間と船員保険の加入期間は一致しない場合もあったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、昭和 32 年 3 月 20 日から 33 年 1 月 22 日まで、A 所有の B 丸に乗船していたにもかかわらず、申立期間の船員保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

船舶登記簿謄本によれば、申立期間において A 所有の B 丸が既に存在していたことは確認できる。

しかしながら、船員保険適用事業所記号払出簿によれば、船舶所有者（A）の新規適用日が昭和 32 年 8 月 1 日であることから、申立期間当時、申立事業所は船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の船員保険被保険者台帳及び同名簿によれば、申立事業所に係る資格取得日は昭和 32 年 8 月 1 日、資格喪失日は 33 年 1 月 22 日と記載されており、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の同僚二人は、死亡又は高齢のため事情を聴取することができないことから、申立期間における保険料控除について確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月8日から22年3月7日まで

私は、A社B工場に2度勤務したが、日本年金機構からの通知により、2度目に勤務した期間については脱退手当金を受給していることを初めて知った。

若い頃は、脱退手当金の制度を知らず、退職時に会社から脱退手当金の説明を聞いたことも手続を行ったことも無く、脱退手当金を受給していないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和22年3月の前後2年以内に資格喪失した者で、当時の脱退手当金の支給要件である被保険者期間6か月を満たしている申立人を含む56人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む6人に脱退手当金の支給記録があり、6人全員が資格喪失日から約3か月以内に支給されている上、A社は、「B工場を含む全国の工場では、退職者への脱退手当金の説明及び代理請求を行っており、国民年金制度発足以前の退職者で再就職の予定がない女性従業員には脱退手当金の請求をするように指導していた。」と回答していること、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和22年5月8日に支給決定されている上、申立期間当時の女性被保険者に係る脱退手当金の支給要件が被保険者期間6か月以上で資格喪失理由が婚姻によるものとされていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立事業所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届には、いず

れも資格喪失理由に「婚姻」と記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されているなど、脱退手当金の支給に係る事務処理について不自然な点は見当たらない。

なお、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前に勤務していた申立事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされていないが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、社会保険事務所（当時）においては、請求者からの申立てが無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月20日から35年2月1日まで
私は、昭和31年3月20日にA社に入社し、38年1月20日まで勤務した。
しかし、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は、同事業所本社（以下「本社」という。）において昭和35年2月1日から38年1月21日までとなっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年3月20日に申立事業所に入社し、38年1月20日まで継続して勤務していたと申し立てているところ、申立事業所は既に倒産している上、同僚調査によっても申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証を見ると、初めて資格を取得した日は、昭和35年2月1日と記載されていることが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録と一致している。

さらに、本社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚で照会に回答のあった8人のうち2人は、それぞれ「入社して6か月は厚生年金保険に加入していなかった。」、「入社して約1年間は、厚生年金保険に加入していなかった。」としている上、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」としている別の同僚は、当該同僚が入社したとする日から約10か月後に厚生年金保険に加入している記録となっていることから、本社では、従業員全員について入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録では、申立事業所は、社会保険の適用事業所として記録されておらず、申立人及び同僚等の厚生年金保険加入記録により、申立事業所の従業員は、本社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できるところ、本社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年5月15日まで
② 昭和36年5月20日から38年5月31日まで

私が、昭和33年4月1日から36年5月14日まで勤務したA事業所、及び36年5月20日から38年5月30日まで勤務したB社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されていたことから、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 12 日から 35 年 8 月 27 日まで
私は、申立期間よりも後に勤務していたA社を退職した後に脱退手当金をもらったことは覚えているが、B社での厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金を請求した覚えも無いし、もらった覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和36年3月31日に支給決定されている上、年金事務所は、申立人に係る脱退手当金支給報告書を保存しており、同報告書では、申立期間の事業所で払い出された厚生年金被保険者記号番号で脱退手当金が支払われていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されていたことから、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 10 日から 40 年 12 月 26 日まで
私は、昭和 37 年 6 月 10 日から 40 年 12 月 25 日まで A 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、オンライン記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無く、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されている旨の「支給済脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 2 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されていたことから、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 23 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで

私は、A社退職後の昭和46年6月16日に、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱支給済」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されていたことから、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。